

サービス利用料について

サービス利用料は次のとおりとなります

(1)通所介護サービス利用料金

1、障害支援区分	4時間未満	4～6時間未満	6時間以上
区分1・2	2,950円	4,910円	6,380円
区分3・4	3,190円	5,330円	6,930円
区分5・6	3,450円	5,760円	7,480円
2、食事代	420円		
3、入浴介助加算	400円		
4、送迎に係る費用(片道)	540円		
5、お支払額の合計	4時間未満	4～6時間未満	6時間以上
区分1・2	4,850円	6,810円	8,280円
区分3・4	5,090円	7,230円	8,830円
区分5・6	5,350円	7,660円	9,380円

※食事・入浴をされない方はそれぞれ上記金額内の 2. 3の料金は不要となります。

- 備考 1 施行令第17条に定める負担上限額の世帯が、0円の利用者(生活保護、低所得1、低所得2)に対して、食事提供のための体制を整えている事業所で食事提供がなされた場合は、1日につき420円加算する。
- 2 利用者に対して、入浴サービスがなされた場合は、1日につき400円加算する。
- 3 利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎がなされた場合には、片道につき540円加算する。
- 4 (1)の表中の区分については、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準に関する省令」(平成26年厚生労働省令第5号)に定める障害支援区分に相当する障害程度とする。